

令和2年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和2年8月11日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前10時15分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
出席推進委員	5番	内田章久	10番	梅林操
	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
欠席した委員	大宮	藤原恵司		
	番			
議事録署名委員	5番	内田章久	6番	天崎直幸
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法大5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について
議案第3号	農業計画基盤強化促進法大18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和2年秋の標準農作業賃金の改定(案)について
協議第2号	農地パトロールの実施について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	議 長	<p>定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、第5回日南町農業委員会を開会すると宣言した。</p>
挨拶	議 長	<p>最近、口を開けば新型コロナの話ですが、第2波の感染拡大で鳥取県でも東部から拡大傾向にあります。</p> <p>こんな状況下で、ほんとに、農家でよかったと思う日々です。それは、この炎天下でマスクなしで農作業しても誰にもとがめられることも無く、つつい、その癖で買い物で商店に入り「しまった」と思い車にマスクを取りに帰る始末です。</p> <p>さて、先月には日南町・境港市・日野町・北栄町を除く15市町村の農業委員会が改選となり、新しい農業委員・推進委員が選出されました。そして鳥取県農業会議の新役員も新しい体制でスタート致すこととなりました。</p> <p>新役員は、会長 智頭町 小林会長 副会長 倉吉市 山脇会長 副会長 南部町 恩田会長 監事 鳥取市 濱田会長 監事 湯梨浜町 長谷川会長 監事 日南町 梅林 理事 北栄町長 松本町長 理事 鳥取県農業共済組合 上田理事 そして、24日の臨時総会において選出される予定の理事、鳥取県農長共同組合中央会会長の栗原氏が予定されています。</p> <p>また、日南町の10年後の農業を考える会でまとめました小冊子を、18日に中村町長へご報告する予定としています。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、5番内田委員、6番天崎委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について本日は2点報告があります。報告番号1、利用権設定する者が△△△の〇〇〇さんで鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さんに利用権設定を行っているものです。農地の所在は△△の××番地と××番地の2筆です。面積の合計が1929㎡です。利用権設定の期間が平成27年12月11日から令和7年12月10日まで。これまで全体で5,000円の賃借料だった契約を使用貸借に変更の申し出があり、賃借料の変更の届け出があったものになります。</p> <p>報告番号2 利用権設定する者が△△の〇〇〇さんで鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、△△の〇〇〇〇〇〇に利用権設定を行っているものになります。土地の所在は△△の××番地と××番地の2筆です。面積の合計が2503㎡、利用権設定の期間が令和2年1月1日から令和6年12月31日まで。これまで水張反当5,000円の賃借料だったものを全体の8,100円に変更をしたいと届け出があったものになります。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので以上で報告事項を終わります。続いて議事に移ります。</p>

議案第1号	議 長	議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局をお願いします。
	主 幹	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について本日は3件非農地証明の申請がありました。申請番号1、農地の所在は△△の××番地1筆、登記上の地目は畑、面積59㎡、土地の所有者は△△△の〇〇〇さん。非農地の事由は20年以上耕作しておらず原野化しており今後も耕作の意思はないとのことです。申請番号2、農地の所在は△△の××番地1筆、登記上の地目は田、面積は1438㎡、土地の所有者は△△の〇〇〇さん。非農地の事由は20年以上耕作しておらず原野化しており今後も耕作の意思はないとのことです。1番目と2番目の農地の場所が隣接しておりますので、次頁に申請番号1、2の中間図、字切図を添付させていただいておりますが、隣り合っている農地ということもあり、1枚にまとめさせていただきました。ご了承ください。また7月27日に現地確認を行い、その際の写真も添付しておりますが境目が分かりにくいこともあり、××番地付近として写真を4枚示させていただきました。ご了承ください。</p> <p>申請番号3、農地の所在は△△の××番地1筆、登記上の地目は田、面積339㎡、土地の所有は△△の〇〇〇さん。非農地の事由は20年以上耕作しておらず原野化しており今後も耕作の意思はないとのことです。資料は申請番号3の中間図、字切図を添付させていただいております。また写真は7月29日に現地確認の際のものを示させていただきました。併せてご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上非農地の関係は3件3筆になります。よろしく願いいたします。</p>
	議 長	地元委員さんの補足説明をお願いします。
	内田農業委員	7月27日現地調査をしました。場所は〇〇の下に隣接するような土地。山の頂上にあるような位置。窪地、谷沿いにあるような場所です。現在はそれほど大きな木はないですが、湿地でして、とても畑として作物を育てられる状況ではないと思いますし、周辺は山林ですので問題ないと思います。よろしく願いいたします。
	田邊推進委員	申請番号3ですが、7月29日に現地確認を事務局、奥迫委員さんで行いました。原野化しており、県道に面しておりますが、とても耕作ができる状態ではないと思いますので審議をお願いいたします。
	議 長	議案第1号につきまして、説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。
	浅田農業委員	申請番号3についてお伺いいたします。××-×番地が隣接しておりますが、××番地との関係はどのようになっていますか。
	議 長	事務局をお願いします。
	主 幹	字切図を見ていただいたほうが分かりやすいと思いますが、今回申請があった土地が××番地、隣の××-×番地ですが、すでに非農地として原野

		として登記してあり、農地として除外してあります。従いまして××番地が残っていたという状況となっております。以上です。
	議 長	申請番号3につきまして説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。
	絹谷農業委員	申請番号3について、場所的にはセイタカアワダチソウが生えているように見えるのですが、下の××-×番地も写真のような状況でしょうか。
	主 幹	ご指摘の通り地図上では2筆になっておりますが、現地では一枚の大きな原野のような状況になっており、雑草がかなり茂っているような状況です。ここが一段高くなっており上がるための道が以前はあったようですが、今は人間が歩くのがやつのような道が一つ残っている程度です。この場所の奥の方に高圧線が通っておりまして、その管理のための歩き道が残っている程度で、機械等が入っての作業は難しいという判断をいたしました。以上です。
	議 長	議案第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第1号について申請番号1, 2, 3一括で賛否を取ります。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議 長	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の進達意見審議について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。土地の所在地は△△の××-×番地、田が1筆、面積が600㎡。土地の譲渡人が△△の〇〇〇さん譲受人が譲受人の子の△△の〇〇〇さん、住宅用地として利用するための転用ということになります。この内容につきましては、6月の総会において農振除外の協議をしていただいたものになります。農業委員会後30日の公告期間と15日間の異議申立期間を行いました。意見等なく8月4日付で除外ということで手続きをさせていただきましたので、この度転用の手続きをしていただくものになります。</p> <p>次頁に位置図、字切図の方つけさせていただいておりますが、内容につきましては、6月の総会で見ていただいたものと同じものになります。建設費用等につきましては、約〇〇〇万円。このうち〇〇〇万円を借入予定ということで確認をさせていただいております。残りの金額につきましては、通帳の方を事務局の方で確認させていただいております。よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	議案第2号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
議案第3号	議 長	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 幹	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の

	<p>決定について資料を剥ぐっていただきましたところに 8 月分の総括表をつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日の案件としまして、機構を通じた新規の契約が 1 件、相対の新規の契約が 2 件、相対の再設定の契約が 1 件ということで計 4 件となっております。</p> <p>申請番号 1 土地の所在が△△××番地、地目が原野、面積 112 m²。利用権設定をする者が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、小作料としては水張反当 6,000 円ですが、原野ということで水張面積がないものになります。期間が令和 2 年 8 月 11 日から令和 9 年 12 月 31 日までです。こちらの内容につきましては、△△地域での基盤整備事業に伴う換地が完了しまして、新しく農地として出来上がったものを機構を通じて耕作者に利用権設定をするというものになります。先月の総会でも同じようにご協議いただいておりますので本来でしたらまとめてお出しするつもりでしたがこの 1 件分だけ押印が遅れてしまいまして今月この 1 件だけ議案として上程する形となっているものになります。</p> <p>申請番号 2 土地の所在が△△××番地、地目が田、面積が 1986 m²。利用権を設定する者が△△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当 5,000 円。期間が令和 2 年 8 月 11 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年 4 か月です。</p> <p>申請番号 3 土地の所在が△△××番地他、併せて田が 4 筆、面積の合計が 7305 m²。利用権設定する者が△△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、水稻の作付で水張反当物納米 30 kg。期間が令和 2 年 8 月 11 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 7 か月です。</p> <p>申請番号 4 再設定で条件としては以前と同じものになりますので、お読み取りいただければと思います。以上 4 件、8 筆、面積の合計が 11227 m² となるものになります。以上です。</p>
	<p>議 長 議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 3 号について賛成と認める方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 3 号は承認された。</p>
<p>議案第 4 号</p>	<p>議 長 議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p> <p>主 幹 議案第 4 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案についての意見照会に対する回答についてです。資料を剥ぐっていただきましたところに今年度の集計表をつけさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。本日は 1 筆 1 件のみとなっております。先ほどの議案第 3 号で上程いたしました、農地が△△の××番地の原野、112 m²が 1 筆です。利用権設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、契約の期間が令和 2 年 10 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 7 年 3 か月間、賃借料としまして水張反当 6,000 円となっておりますが、原野ですので、水張がないものになります。以上本日はこちらの 1 件のみとなっ</p>

		ております。よろしくお願いいたします。
	議 長	議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 4 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 4 号は承認された。
協議第 1 号	議 長	協議第 1 号 令和 2 年秋の標準農作業賃金の改定 (案) について事務局お願いします。
	加藤農業委員	質問をよろしいでしょうか。今聞くのが妥当かわかりませんが、先月の議案第 2 号 申請番号 5 番についていろいろあったと思いますけれども、後日総会の時に報告をすると先月終わったということで理解しております。その報告をお願いしたいと思います。
	議 長	事務局より説明をいたします。
	事務局 長	先月ですが集積計画ですが、△△地区の圃場整備で畑で換地されたところの使用貸借の件がございました。委員さんの方からその際に畑が水田として水口もあるし、畦もある。水が溜まるような構造であるけれどもそれが可能かどうか、いいのか悪いのかということでお話があった件だと思います。この議案としては保留になったのでしょうか。こちらの方ですが、また改めて来月に上げさせてくださいと思えますし、また、先月の農業会議の事務局長及び、経営支援課の課長補佐がいらっしゃったときにこの案件をお聞きしました。その時のお話では、農地台帳の件につきましては現況主義であるので台帳としては水が溜まるような構造であれば田で扱ってもよい、扱うようになる。というお話をいただいております。ただ、基盤整備の関係で畑を田として、またそういった形で工事なり換地ができるのか、畑として登記したものを田として使用すること、また工事でそうなったのかわかりませんが、そういったことが可能かどうかにつきましては県の農地水保全課の方に確認しないとわからないという回答だったというふうに思います。あとのですね、工事なり、畑で登記はつけながら、田として使用できるような構造に工事など事業上できるのかまだ確認しておりませんので、事務局の方で確認して、ご報告させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
	議 長	ご質問、ご意見がございますか。
	岩田農業委員	先月質問したのは、△△地区がということではなく、地目は畑なのに水稲作付しても大丈夫ですか。とお聞きしました。△△地区がどうのこうのということではなく、以前は圃場整備でも地目が畑なのにきちんと畦畔もあって水口もあって田んぼができる状態にしてある圃場整備もあったので、地目は畑なのに水稲を作付しても大丈夫でしょうかということ。△△がどうのこうのということではないです。
	議 長	事務局よろしいですか。

	事務局 長	<p>台帳上はですね、先月の研修でもありましたけれども台帳上は水が溜まるようでしたら、田として扱う形になろうかと思えます。その前段としてそういったことでそれは良いのか悪いのかという判断になろうかと思えます。開田に当たるか新しく田んぼを作るといことそれがいいのか悪いのかという判断になろうかと思えます。それにつきましては、先月も倉益事務局長がおっしゃいましたが現在は生産調整の枠がなくなっている。転作の目標はありますけれども田んぼをこのくらいにしてくださいという数値もなくなっておるといこと、開田については好ましいとは思いませんができないことはないという回答ではなかったかと思えます。以上でございます。</p> <p>それと先月、〇〇〇さんと機構を通じた畑の案件につきましては、来月かけさせていただければと思えます。よろしいでしょうか。</p>
	議 長	<p>事務局が説明をしておりますが、事務局の対応が、大変遅い。先月の分が未だに県に問合せをしていないという状況では事務局として怠慢が過ぎると思えます。もっときちっと対応することには対応してもらわないと、いろいろこれまで多くは言いかねますが、お願いしたことができていないことは多々あると思えますので、もうちょっと事務局はきちっと対応していただきたいと思えます。</p> <p>この案件は次回にということですが、よろしいでしょうか。それでは協議事項に戻ります。</p>
協議第1号	主 幹	<p>協議第1号 令和2年秋の標準農作業賃金の改定(案)についてということ、資料は(案)ということ載せさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思えます。案といたしましては、令和2年は令和元年と同じ金額で出したいと思っております。その理由といたしまして、最低賃金の方は年々上昇しておりますが、現在の農作業料金と表示しているものといたしましては最低賃金以上となっているということ。また、昨年10月に消費税の方が8%から10%へ改正されておりますが、以前平成26年にガソリン価格が高騰した年のところに農作業賃金の値上げを行っておりこの改正による影響は少ないという風に考えられるということが一つ。また近隣自治体の奥出雲町ですとか日野町さん、江府町さんなどとの比較表も作りまして7月27日の農政部会において協議をさせていただいたところ近隣との差もあまり見られませんでしたので、この価格でよいのではないかというご意見もいただきましたので、この価格ということ表示をさせていただいております。またこれの公表方法といたしましてはホームページに掲載するとともに8月25日発行予定の広報誌とともにいなほ号外という形でチラシを全戸配布したいと考えているものです。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第1号 この秋の農作業賃金の改定について表にまとめてあります。これにつきましてご質問、ご意見がございますか。よろしいでしょうか。</p>

	岩田農業委員	この作業賃金はすべて税込みですよね。税込み価格ということでしたら、2%分は安くなっているということですよ。実際には作業賃は2%さがったと思っていうことですよ。
	議長	事務局お願いします。
	主幹	ご指摘の通りです。
	議長	よろしいでしょうか。
	吉川農業委員	下のところにこの春作業賃金を改定して100円値上げしたのがあるという表現がしてありますが、その時の単価のものと今回のものと不都合なものはないですよ。
	議長	事務局お願いします。
	主幹	春の作業賃金の100円増の方は一番上の農作業賃以外のところの個々の田植えの価格ですとか、そういったものを100円上げさせていただいております。項目として春と秋で作業項目を挙げているものが違いますので、その点については影響がないという風に思っております。
	吉川農業委員	春のトラクターの耕起作業賃と秋のトラクターの作業料金の不都合はないでしょうか。
	議長	事務局お願いします。
	主幹	すみません、こちらの方で確認が漏れておりました。資料を持ってきておりませんので、また確認をさせていただきたいと思っております。
	議長	春の資料を確認して質問に答えさせていただきます。次に移ります。
協議第2号	議長	協議第2号 農地パトロールについて事務局お願いします。
	事務局長	<p>協議第2号 令和2年度農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について協議させていただけたらと思っております。調査の進め方は例年通りでございます。A判定、B判定をしていただきまして、事務局と一緒に回らしていただくというものでございます。調査日程でございますけれども皆さんの方でご確認いただけたらと思っております。また8月27日の大宮でございますけれども、委員さんの都合が悪くなった方がいらっしゃいまして、8月27日に変更になったということでございます。よろしく願いいたします。</p> <p>またお詫びでございますが、先ほど、会長の方から、いろいろ事務局の対応につきまして、怠慢だということでお叱りを受けたところでございますけれども、農地パトロールにつきましても、会長の方からは、今回は議員と一緒に回って状況を見てもらうようにと指示を受けておりましたけれども事務局の方の失礼した部分もございまして、今回は議員さんの方は見送らせていただけたらと思っております。また今回はA判定されたところでございますけれども、その中で、ある一定の広がる中の黄色の部分です。そういったものを今後どうするかといったことを農地パトロールが終わったときに対応とか協議をさせていただけたらと思っております。また非農地通知の関係につきましても個々に協議をさせていただけたらと思っております。</p>

	<p>す。それで、7月13日月曜日に 非農地通知に関しまして、農地部会を開催させていただきました。そこで出された意見としましては、非農地通知の方も年次計画、地区ごとに、今年はどこどこ地区といった地区を定めながら進めなければいつまでたっても進まないのではないかと、また、そうなれば職員の事務も増えてくるというようなお話もいただきました。</p> <p>今回ですね、配布させていただきました資料の1枚ものをお付けしております。また町に要望していかないとなかなか事務も進まないというようなお話もいただきましたので、ご検討の方いただけましたらというふうに思っております。部長さんの方から何か補足がございますでしょうか。補足がありましたら、よろしく願いいたします。</p>
浅田農業委員	<p>今、事務局の方から説明がありました通り、なかなか非農地も山の中等残っておりまして、再生協議会の面積と農業委員会の台帳面積の解離が随分ありましたので、それをやらないとできない、少しずつでも今からやって数字を一つにまとめたいと農地部会でも話をしました。この度先月の、事務局長のお話にありました圃場整備した圃場でも8年経ったら非農地にできるという話を伺いましたので、もう一度非農地圃場したところもチェックして、非農地にするべきところ、いくら荒れていても非農地にはできないというところを区別してこれからの方向を考えられたらと思います。簡単ですが、よろしく願いいたします。</p>
加藤農業委員	<p>協議第2項のパトロールのところの基盤整備済みのところにアンダーラインが引いてありますが、これは今回見て帰って、赤判定のところは全部正直に上げてそれを今度は今の説明となると各校区ごとで今後スケジュールを決めて、この前習った通りの手続きを踏んで、処理をしていくということですか。それであるならば、年次計画、各校区のスケジュールを作って示していただきたいというふうに思います。ただし、しますというふうにして、できていないというふうにできておるわけなので、それを共有して、今度は実施する方、チェックする方でやっていかないと、前に進まないと思います。ぜひともお願いをしたいですね。で併せてどうしてもこれは重要だとして守るべき農地だということであるならば次のステップにもっていかないといけないと思うのですが、まずダメなところは落とすべきところは落とす、拾うべきところは拾う。固定資産税の8割増しでもっていかないと、いけないんじゃないかと思いますが、まず、落とすべきところは落として、スケジュール表を作って示してもらいたい。お願いします。</p>
議長	<p>よろしいですか。スケジュール表を拵えるということで。</p>
事務局長	<p>この前農地部会でも出ておりましたのが、基盤整備されたところで、今年は阿毘縁地区を検討にしてみたらどうかということであしましたので、地元の委員さんと協議を進めていきたいと思います。スケジュールは作成していきたいと思いますが、ただ、基盤整備のところB判定のところを全部網羅しているかどうかというのはちょっと不安もありますけれども1</p>

		筆ずつ基盤整備しているかどうかを含めてB判定のところは管理しておりますので、それをもとに面積的なもの、筆数を勘案しながらスケジュールの方は作成してまいりたいと思います。
	議長	よろしいですか。今の回答で。よろしいですか。その他、ありませんか。それから、今A4の1枚ものが、皆さんのところにあると思いますが、これはですね、毎月か毎週か、よくわかりませんが、課長会議が毎月あつとと思います。月初めに、そこで、これは言ってもらって、私の名前で町長あてに出すべきなのかなということを思いますが。職員の増員といわれても、もっと元気を出してもらえればできるんじゃないか、という気がしますし、私からいわないといけないのかという気がします。
	加藤農業委員	あの、私の個人的な意見になろうかと思いますがけれども、それを事務局の方に押し付けるというよりも、やはり、あの我々は意見書は出せるわけですので、会長さん部長さん職務代理さんでも町長さんのところに行かれて、こういう実情なんだということで、説明をされて意見書を出して頂きたいです。で、こういうのを1年でも早く是正をしていきたいということを示して頂きたいというふうに思います。そうすると事務局の方としても動きやすくなるというふうに思いますので、よろしくお願いします。
	議長	はい、わかりました。いろいろ忙しいとは思いますが、きちきち事務を滞りなくやっていただきたいという気持ちも込めていったところでありませう。 協議事項は以上ですか。先ほどの標準農作業賃金の件に戻ります。
協議第1号	主幹	失礼いたします。申し訳ございませんでした。令和2年の春の農作業賃金の不都合がないかということですが春の農作業賃標準賃金は耕耘荒おこしの金額が一般田7,100円、未整備田8,600円ということで100円上げさせていただきます。ですので、そごがないようにということであれば、秋起こしトラクター今回の案の方では一般田7,000円、未整備田8,500円とこれまでと同じ金額させていただきますが、こちらをそろえる必要があるのかなというふうに考えます。その他同じような作業の畔付け、ブロードキャスター、草刈作業賃については春上げさせてもらっておりますが、これらについては同じ金額にさせていただきますので、そろえるという意味では現在そろっておりますので、このままで大丈夫ではないかと思っております。以上です。
	議長	はい、お聞きのように春の作業の時はトラクター作業の一般田が7,100円、未整備田が8,600円となっておりますが、これに揃えた方がよろしいでしょうか。
	内田農業委員	農政部会で検討したわけですがけれども、ちょっとこのところは確認ができておりませんでしたので、今事務局が申しましたように、100円ずつ値上げ、春と揃えた方がいいというふうに思いますので、そちらの方で検討いただけたらと思います。

	議 長	はい、それでは揃えるという方向で事務局お願いします。
	浅田農業委員	フレールモアですが、同じようにトラクターを使って作業するんですけども、やっぱり、秋起こしのトラクターとフレールモア同じ金額になっていますし、これも合わせて上げた方がいいんじゃないでしょうか。
	議 長	はい、という意見がありますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。春作業はフレールモアは入ってないですね、どうしましょうか、揃えますか。いいですか。フレールモアも同一金額ということでお願いします。
その他	議 長	それでは7その他に入ります。順次事務局お願いします。
	事務局 長	次回総会は、令和2年9月10日（木）午前9時00分から開会させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。
	事務局 長	山上地域における人・農地プランの取り組みの報告について地元の委員さんをお願いします。
	稲田農業委員	<p>山上地区の『人・農地プラン』に向けた話し合いに立ち会ったので報告します。まず、開催にあたって、6月下旬に事前の打ち合わせ会を、山上地域振興センターで行いました。メンバーは日野普及所の天満所長と小椋普及員、松本局長と石倉さん、山上農業委員、推進委員の計8名で、最後まで基本このメンバーで会に参加した。</p> <p>その打ち合わせの中では中心的な担い手さんに現状の問題点や今後に向けた意向などしっかり聞くことが重要になりますが、なかなか全体で会をしても本音が出にくいんじゃないか、ということを考えて個別の法人ごとに開催しようということになりました。そして聞き取った内容についてはその都度整理して全体として情報の共有化が図れるようにしていこうという風に話し合いました。そしてまず、茶屋地区から始めることにしました。茶屋地区には「エコファームHOSOYA」と「矢原一心ファーム」と「オーセン」の3つの組織がある。まず第1回目は、基盤整備の希望があるという情報から「エコファームHOSOYA」と決めました。</p> <p>① 7月1日18時から細屋集会所で開催。法人毎に色分けされた航空写真を囲んでの会となった。この会で確認できたことは、未整備の狭い圃場などまとめて計6か所の基盤整備を希望しておられ、それを地図上に示された。作業効率のいい大区画の圃場をできるだけ早いうちに整備したいということでした。</p> <p>② 7月20日18時から山上地域振興センターで、2法人合同がよいということになり矢原一心ファームとオーセンから5名のメンバーが集まったの開催となった。中山間制度の法人の協定範囲について協議をしました。</p> <p>③ 7月28日18時から矢原集会所で3つの法人が集まって最終的な話し合いになった。協定の範囲についてはスムーズに話が進み、第4期の範囲のまま5期も実施することで決着した。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。多里地区お願いします。</p>
系田川 推進員	<p>多里地域では昨年の12月から『人・農地プラン』の会が全然開けていなかったのので、この度7月17日に開催いたしました。会の中ではまず、『人・農地プラン』の目的から話をしました。今回の第5期中山間支払い制度についての話し合い、そして、農業委員会でも報告しております、まるっと中間管理方式について議論いたしました。その中で上萩山を除く、萩原、多里、湯河、新屋地区は今でも中山間直接支払いは一つの協定で行っていますので、まずそのエリアでまるっと中間管理方式に取り組んでいくことで合意いたしました。また同時に中山間の説明会を各自治会で説明をし、皆さんにもほぼ、合意をいただきました。膨大な事務量がこの後出てくるなあという気がしておりますが、農業員会事務局ともスケジュールをいろいろ立てながら、また、日野振興センターの福本課長補佐ともいろいろ連絡を取りながら進めているところです。</p> <p>まるっと中間管理方式に向かうということで、一般社団法人を立ち上げる方向で話をしていますが、まずは、多面や中山間の事務を集約化及びいろんなほかにも出ている事務を集約化したいと考えております。また空撮ドローンは購入済みですが今後は水稻の防除のドローンについてもそこでやって行けたらなあと考えて皆さんと話を終えております。また今後も『人・農地プラン』も9月に開催するつもりですが、開催後に報告したいと考えております。以上です。</p>
議 長	<p>2件の報告がありましたが、ご質問がありましたら。無いようですので日野郡女性委員交流会について報告をお願いします。</p>
奥 迫 代 理	<p>日野郡農業委員女性の会を行いましたので、ご報告いたします。先般7月31日、阿毘縁会場を中心に日野郡女性農業委員、推進委員、協力委員さんの交流会を行いました。この会は3年位前の新しい委員制度によって女性を登用するという事になった中で女性委員さんたちが色々悩んでるということで、日野普及所の支援を受けて各町の事務局が担当して不定期で行っているものであります。今回はちょうど、日南と日野が去年、そして江府町が今年7月に交替されましたので、ちょっと足並みがそろわない部分もございましたので、内容を考えて進めて参りました。ちょうど事務局が日南町が担当となっております。参加者については今回江府町が女性員さんが前回より1名減られまして1名。日野町は以前にもお話ししました、推進委員、農業委員さんの他に協力委員さんというのを単独で作っておられます。日南町は委員、推進員、2人が出席させていただき、各町の事務局、そして、改良普及所からも3名の参加をいただきまして、合計13名くらいで行いました。</p> <p>先ほどの稲田委員さんの報告にもありました通り、地域での話し合いの中で自分たちの意見を出すことに慣れていくことによって、地域話し合いの場に女性の意見を取り入れていただけるという、少しの光明を見ながら</p>

		<p>みんな力になっていっているなというふうに思いました。農業委員の中で、女性の役割は何だろうかというみなさん模索しておられまして、やはり、人と人をつなぐ役割があるんじゃないかとか、先ほどありました、中山間のことについても事務的なものはお手伝いができるんじゃないかとかそういう意見も話し合いの中で得てこられているという報告もいただきました。ただやはりいろんな計画の中に、女性の意見を取り込むという文言がなかなか記載されにくいという環境にあるというふうに感じられるということ伺いましたので、今後の課題かなというふうに受け止めました。以上、報告を終わります。</p>
	議 長	<p>はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますか。無いようですが、事務局が準備した資料は以上ですが、皆さんの方から何かありますでしょうか。ありませんか。</p> <p>無いようですが私の方から意見を聞いておきたいと思います。</p> <p>時期は11月だったと思いますが、日野郡の交流会が予定されたおりました、今年は担当町が日南町であります。それで、先ほどからお話が出ていますが、コロナの問題で、交流会をいかなものかなと思っておりまして、事務局の方で、3町事務局で検討していただいて、やるのかやらないのか、やるんだったら、どういう方向でやるのかということを協議していただきたいと思います。先送りしないように早急をお願いしたいと思います。私の方からは以上です。その他ありませんか。</p>
閉会	議 長	<p>以上、令和2年度 第5回日南町農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和2年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員